

第3回 一般廃棄物処理熱回収施設（新ごみ処理施設）等整備事業説明会 議事録

日 時 平成26年3月20日（木）
 場 所 東公民館 1階 大会議室
 会議時間 午後 6時00分から
 午後 8時05分まで

顛末

原副参事	1 開会
新井町長	2 あいさつ
山下主幹	3 事業の説明
梅澤主査	(1) ごみ処理基本計画（案）について
須澤係長	(2) 施設整備構想（案）について
根岸局長	(3) 建設候補地について
	(4) 建設検討委員会の提言について
	4 質疑応答
質問者①	<p> XXXXXXXXXXです。前回の3月3日の時に私、放射能のことについて質問しましたが、それについて基準値をクリアしているから問題ないというようなお答えだったんです。私、うちに帰りまして調べました。福島第一原発の事故によって、放出された放射能の量は広島型原発の実に168個分の量だそうです。それは、まだ、放出し続けています。ちなみに埼玉県は、この時点で12,500ベクレル、これは関東地方の中では茨城に次いで多い方です。それからですね、基準をクリアしてますという話なんですけど、その基準値について申し上げます。チェルノブイリの事故がありましたけども、チェルノブイリがある、それはウクライナにあるそうなんですけど、そこでの基準値と日本の基準値を比較してみます。まず、飲料水について、ベラルーシの基準値は10ベクレル。それに対して日本の基準値は200です。10に対して200ですよ。20倍ですね。それから、ジャガイモ等の野菜とか穀物について言います。ベラルーシの場合は、パンとは書いてありますが、ジャガイモ、こういったもので表現されていますが、パンについては、ベラルーシが40ベクレル。ジャガイモが80ベクレルだそうです。ちなみに日本は500ベクレルです。ちょっとこの基準がですね、本当に良いのかどうか別の問題もあるかと思いますが、それから、乳幼児の食品について。この基準で、クリアしてるから、問題ないと、例の椎茸の話で、私、質問したら、そういう風に答えてましたけれど </p>

も、本当に問題ないのでしょうか？体内に入り込んだ放射能というのはすぐなくならないそうですね。セシウム137の場合は半分の線量に減るまでに30年かかるそうです。その基準値ぎりぎりの椎茸を食べて、連続して食べたら、30年間一定じゃないですね、食べれば食べる程蓄積されてっちゃうということなんです。減らないんですね。

（「原発を作る話じゃないんでしょう？」という声あり）

そうです。

（「あそこは原発は出るのかい？」という声あり）

出ます。

（「証明してもらえれば良い」という声あり）

放射能というのは浮遊してますよね。そうすると、埼玉にも落ちてます。それが、ごみがそこに集まってくるわけです。そうすると、そこから、放射能が放出されてしまうんですね。

それでお伺いしたいのが、そのセシウムを放出させない技術はあるんですか？

(財)日本環境衛生センター
速水氏

放射能を放出させない技術はございます。今、ご指摘がありましたように放射能は広く拡散したということですが、それらが清掃工場に入ってきた場合、焼却施設に入ってきた場合、それを外に出さない方法はございます。基本的には*バグフィルターで捕集して、排ガス中の放射能を最低限度に抑える、99.9%除去できるという方法でございます。

（*バグフィルターとは焼却施設の排ガスを大気に放出する前に、排ガスの微粒子を除去する装置です。セシウムは微粒子の灰に付着し、その灰はバグフィルターで99.9%除去可能です。そういったことを踏まえた上での回答であることをご留意下さい。）

質問者①

それは採用されるんですね。

(財)日本環境衛生センター
速水氏

されるものと考えております。

質問者②

■■■■と申します。前回の説明会の時、すすが落ちたというそういうお話を聞きましたけれども、私、そのうちに行ってきました。どこで落ちたのか、これは大変な問題になります。また、吉見の農産物等が風評被害で、売れなくなります。これはどこで調査したのか、その点をはっきりして頂きたいと思います。言った人、今日は来ていないのかな？私は電話番号まで書いて連絡をくれと言ってある人ですが、今日来ていないのかな、言った人は？いないなら、事務局は、調査して聞いて頂きたいと思います。もう一点、うちの脇にも、この中にガス屋さんに行っている人はいないと思いますが、うちの脇も、広域農道の反対、都市ガスが通っているんですね。全然関係ないんですよ、うちの方と。これ、ライフラインだからしょうがないですね。新潟から山梨の方まで引いているんですよ。それも、うちの方の道路を通っても、誰も反対する人は一人もいない。これも、

	しょうがないなあとやったわけでございます。ここには関係している人はいないと思いますが、以上です。
質問者③	<p>■■■■■です。誠に保育園並みの質問で申し訳ない。難しいことは質問しません。このごみ処理施設建設候補地選定計画は、今日の表題ですね、違いますか。回覧板が、既成事実が出来上がってます。それでまず、最初に聞きたいのは、2市4町1村はこういうことやってるんですか、誰か答えてくれますか。やってますか。吉見だけですか。誠に基本的なつまらない質問で申し訳ない。2市4町1村はこういう集まりをやってますか。なぜ、吉見はやるんですか。</p>
新井町長	これをやっているのは吉見だけです。
質問者③	なぜですか。
新井町長	吉見で建設をさせてもらいたいからです。
質問者③	それは2市4町1村のご要望ですか。
新井町長	それもありますね。
質問者③	<p>それもある。他は。それ以外の声は。そういう声もあるということは100%じゃないんですね。そういう声のご要望があったから吉見が抜け出したと俺は解釈できるんです。なんでよそはやらないんですか。どうして、吉見だけでやっているんですか。既成事実が出来上がっちゃってますよ。</p>
新井町長	吉見に建設を想定しているからです。
質問者③	想定、誰が。
新井町長	2市4町1村です。
質問者③	それは会長、想定してると今、大震災、あるいは大雪や何かで想定内、想定外という言葉がありますけど、2市4町1村が吉見でやるだろうと想定しているから、会長はすんなり受けたとこういうことですか。
新井町長	すんなり受けたとはどういう意味ですか。
質問者③	2市4町1村がご要望があるから、受けたから、こういう既成事実が出来上がった。違いますか。なぜ吉見だけで突っ走りましたか。
新井町長	<p>■■■■■が言われるのはなぜ、吉見だけでやっているのかと、他の所でなぜやらないのかと、そういうことを仰ってるわけですね。建設を現実的なものにするために、各市町村でやって、それで事業が進みますか。</p>

質問者③	進みますか、進まないかって、それはグループでしょ。何が違いますか。
新井町長	我々が考えているのは、このごみ処理施設というのは、今まで何度も説明してきましたけれども、
質問者③	誰にしましたか。
新井町長	町民の皆さんに何度もやってますよ。この説明会でもやってますよ。
質問者③	回覧板は出しましたか。
新井町長	出しませんよ。
質問者③	なぜ出さないんですか。
新井町長	説明会をやっているからですよ。
質問者③	この説明会。
新井町長	そうですよ。
質問者③	その前は。その前の、2万人の人口が上下している皆さんに説明会、こういうことが吉見で起きているとこれから起こるであろうということはやりましたか。
新井町長	現実的に物事を進めていくために、そういったことはやっていませんよ。
質問者③	だから、こういう既成事実が出来上がった。当然、ごみは文化ですから、反対も賛成も、基本的には賛成しますが、行政が何か突っ走ってる感じを受ける。なぜ、吉見だけで、2市4町、どうも・・・。
新井町長	だから私が何度も申し上げましたとおり、これは地域おこしの一つの事業です。
質問者③	雇用促進ということは、2月15日に前回会長から聞いております。雇用はどれくらい、何人位をみますか。
新井町長	今のところは、それを申し上げることは出来ません。事業が具体化しないんだから。
質問者③	これは、具体化しないんだから、原点に戻るという可能性はゼロですか。いわゆる白紙に戻るということはゼロですか。このまま走りますか。

新井町長

これを推進しようとしてやっているのだから、白紙に戻すということとは考えていませんよ。

質問者④

■■■■といます。私はどこが悪いとかどこが良いとか、そういうことではなくてですね、ちょっとお聞きしたかったのが、この候補地選定の評価結果、この評価なんですけどね、押しなべて、ずっと平らにして、1から10までつけてますね。ところが、作る時の前提条件として、地域の安全を最優先するという風に書いてありますけれども、ですから、この評価にはですね、ウェイトがあるはずだと思うんですよ。これ読んでると、全く平らなんで、どこに力を置いて評価していったのか私にはぼやけて分からなくなっちゃうんですね。それは、全体を見ていくと、そうなるんだろうという風な結果は分かったんですが、どこに重点を置いて評価をするというウェイトを付けて頂いた方が、話はこんがらがりますけれども、私には理解が深まるという風に思いました。

根岸局長

■■■■さん、伺っておくということで。全国の例では、ウェイトを、点数を倍にしたり、半分にしたり、色々なことをやっているケースもございます。ただ、私どもの基本的な考えというのは、今回は資料を添えてございませんが、ごみ処理の施設の整備にあたって、基本的な考え方を整理してございます。それをまず、冒頭に掲げた上で、事務処理の方を進めさせて頂いております。後ほど、良ければ、基本的な考え方の資料もございますので、ご覧頂ければと思います。今回は色んな方法がある中で、建設検討委員会の中でも検討して頂きまして、こういった採点方法で相対的に順番を付けようということでこういった採点、評価をして頂きましたということです。

質問者⑤

■■■■です。今日頂いた資料の中の、地元連絡会議報告書の内容 記の中に 1 開催日、3回ほどありますよね。2 場所 江和井集会所、3 出席者 別紙のとおりであるんですけど、別紙って、どこにあるんですか。出席者名簿、出せないんですか。

根岸局長

申し訳ありません。今回の資料につきましては、その要旨をということで、まとめたものを付けさせて頂きましたので、名簿につきましては、すいませんが、こちらに綴じることは致しませんでした。必要であれば、ご覧頂けますし、公開出来る内容ですので、後ほど必要であれば、私どもの方にお話しして頂ければと思います。本日は申し訳ありません、付けておりません。

質問者⑤

それに関連してですね、部会は地元住民の方が入ってらっしゃるということですよ。江和井集会所でやられているわけですから、飯島新田、・・・(録音不鮮明)・・・の代表者が出席されたということでもよろしいわけですよ。ということですね、それで6番、「新しいごみ処理施設などの整備を進めるにあたっては、積極的に住民との話合の場を設け、地域住民と

ともに施設づくりを進める体制を整えること」って書いてありますよね。飯島新田地区ではそういうことを話したことはありませんよ。それはね、そちらの方のお話ではないと思うんですけど、飯島新田で、そういうことを話したこともないし、回覧もない。一部の積極推進者と話し合ってるだけの話じゃないんですか。私は反対でも賛成でもないんですよ、基本的には。ごみ処理ですから、作っても良いなっていう風に思ってるんです。思ってるんですけど、先ほど、私も全部参加させて頂きましたけれども、非常に拙速過ぎる。進め方、行政のやり方、私もそれにちょっと関わっている仕事をやってるんで、余り申し上げられないんですけども、非常にひどいね、これ。やり方自体が。それとですね、もう一つ聞きたい。中部環境保全組合、前のですか、議事録を見させて頂きましたよ。去年の5月、色んな資料を出されてますよね。平成14年度、焼却施設に基金を作ってますよね。建設資金の基金。建設するにあたってですよ、その頃から、建設することを前提として決めて走っているじゃないですか、12年前に。平成14年度ですよ。それが大体、12億4千万位あるでしょ。全部目を通して、私は。申し訳ないけど。最後だからこういう話をしてるんですよ。会長にもお話して頂かなくて結構ですけどもね、ある市議から、評議員から、おかしいんじゃないかってことで、平成20年度に条例の制定も変更してますよね、修理費項目だとか、項目変えて。その前の平成14年度の条例が、おかしいってことで指摘されて。うやむやになって。そういう部分もあるんですよ。これ以外のことは言わないですけども、飯島新田としては住民との懇談も、話合いの場もありません、一切。一部の発起人・・・(録音不鮮明)・・・方がこういう話になって進んでいるような話に受け止められます。最後の地元説明会ということで、最後に質問させて頂いたんですけども、他に20項目ぐらい質問したいんですよ、私は。ただ、色んな時間の制約の中でね、こういったものを推進していかなくちゃいけないというのはわかっています。私もそういったことで携わっている今の仕事もありますんでね。ですから、行政側の方もですね、住民側の説明を粛々とやっていくというのは分かりますけれども、非常に拙速過ぎるという風に思います。で、もう一つ、一つだけ。上尾のクリーンセンター、ありますよね。あれは平成19年度ぐらいですか、建設されたって聞いてますけれども、予定ですと、300万トン位ですか、大体350万トン位のを作っているんですかね。150億位かかってますよ、建設費で。それに対して交付金、何%って出ってますよね。そういう資料も全部頭に入ってます、私自身は。そういう形でね、吉見の財政は厳しいだろうから、手を挙げたんだろうという風に認識しております、はっきり申し上げまして。これで、私の方の質問の最後にさせて頂きたいと思っておりますけれども、最後に飯島新田地区としては、建設のそういった部会もないし、懇談会もない、部落・・・(録音不鮮明)・・・もない、そういう状況です。一部の発起人だけの声だけ、民意だと思って反映させないで下さいね。私は反対ではないんですよ。やり方がおかしいって言ってるんですよ。

根岸局長

いくつかご質問を頂きました最初の一点につきましては、私どもの方に関係しておりますので。地元連絡会議(6)の中で、「新しいごみ処理施

設などの整備を進めるにあたっては、積極的に住民との話合の場を設け、地域住民とともに施設づくりを進める体制を整えること」と、こういった報告を頂いております。これにつきましては、本日の資料の2ページにもございますように、今の段階では基本的な方向性を検討している段階でございます。今後、様々な形で、これを具体化していく段階では、今ご指摘頂きましたように、必要性をご理解して頂いているようでございますので、心強く思っております。是非、これを進めていくにあたっては、皆さんの声を広く、丁寧にお聞きしながら進める体制を作るという風に、報告書のある通り尊重して参りたいと思います。以上です。

質問者⑤

是非よろしく願います。

質問者⑥

私、■■■■に住んでいますので、東二地域ではありませんので、一町民として、この問題をどう捉えるかって考えた場合に、ちょっとどうなんだろうかというルール上の問題として、もっと町は、先ほども出ましたようにルールを重んじて、町民の感情を重んじて、丁寧に運ぶ必要があったのではないか。これは、前回、私申し上げましたけれども、前回みなさんが出ました問題についての回答が今日はない。それで、もう作るということで進められているということは非常に拙速過ぎると。これで作っちゃってから、御理解をお願いしたいということでは、ちょっと納得しかねる問題も地元の人たちにはあるのではないかなと思います。順序を申し上げますと、こういう重要な施設を作るにあたってのルール上の問題をきちんと順序立てて進めていく必要があった。まず一つには前中部環境の時の裁判の和解状況が無視されている。これは、中部環境の時の問題であって、弁護士さんが仰るには新しい施設だから問題はないという風に仰いましたけれども、それは非常に機械的であって、だからといって、割り切れる問題ではないわけですね。このことについての和解したその条件についての関係者への理解を求めるのがまず最初であったのではないか。基金などを積み立てる前の問題として、これをまず最初に進めるべきではなかったのかと思います。それから、2枚目ですけれども、先ほども出ましたが、まず、吉見にありきで進められている。これは吉見が利益になるから、東二地域が発展するから、私は本当に東二地域の発展は大事だと思いますよ。だから、東二地域の発展については、町は気を配ることは本当に大事だと思います。その点については、町の考えはその通りだと思います。しかし、気を配る点で、やはりここで、ルールを間違っていた。まず、吉見にありきということが頭にあったということがおかしい。ルールとしては、他の声聞いて進めるなら、全体として、もしかしたら、自分の地域が発展するから、自分の所に作って欲しいという地域も東秩父とかときがわとか、あったかもしれないじゃないですか。全体で作るなら全体として問題提起をして、どこに作るかを定めるべきではないですか。なかったら吉見が手を挙げるで。これが順序というものではないでしょうか。その辺についてのルールが全くおかしい。中部環境の時に、北本と鴻巣が抜けて、東松山市の炉が廃炉に近い老朽化しているから、ということだというのを町長さんが仰いましたけど、それは順序が違うんですよね。これは順序の問題です。

そこで、一つ、私は質問ですが、今回町議会議員の皆さんが見えてらっしゃるか分かりませんが、吉見にまずありきということで、その他の候補地も吉見、しかも東地区から決めておりますけれど、この点についての町議会への意思決定はどうなっているのでしょうか。住民の生活を守る、住民の環境を守る、住民感情を大事にする、そういうことで地域から選ばれている議員さん、その議員さんの意思をどのように決定の基にここに持ってきているのか、町議会はどのようにこの辺を受け止めて、きちんと吉見で良いですよということで議員は納得しているのでしょうか。私は吉見の住民の生活を守るという立場で選ばれた議員さんが、これをどの程度に受け止めているのか、この辺ね、凄く大事だと思うんですよ。議員さんが知らないで、一緒に地元説明会で初めて分かったとかということでは、これは問題だと思います。建設検討委員会が決まるその前に議員の意思決定がまず必要だったのではないのでしょうか。議員さんが地区から出て議員さんだったら、俺の地域に持ってきてもらいなよと。もしかしたら、そういう人もいたかも分からない。町議会議員の意思決定はどうなるのかということを知りたいと思います。それから、三点目ですけども、先ほど、署名の取消の数が発表されましたけれども、これ見て非常におかしいなあって思ったんですね。取消があったということは、署名を一旦書いて、取消ということは、余程重要なことですよ。それが、これだけの人たちが、取消しているというこの事実、これをどう重く受け止めているのでしょうか、町は。これは住民感情を大事にする、それが町議会議員なり、町の町長さんなり、執行部の。町長さん、だって、選挙で選ばれたんですから。住民の皆さんに選ばれて町長になったんだから、174名も署名を取消しているわけですよ。この人たちを無視して進めるということは私は作っちゃってから御理解を頂きたい、余りに酷すぎると思いますよ。この署名の取消の数、これをどう重く受け止めているのか、今の調子だと余り重く受け止めてないような気がする。これじゃあ、住民の意思を大事にしているとは言えませんよ。これは重く受け止めて欲しい、私は署名もしていないし、取消もしていません、署名していないから。だけれども、客観的に見て、この辺を、ちょっと悲しいですよ。どんな署名であつてもね、だって、署名が要望があつたからこれを作つたと言っているんだつたら、取消した人たちに対して、これだけの数が取り消したということ、どういう風に受け止めているのでしょうか。この辺の問題を是非ご回答頂きたい。それから、この取消を書くのに、各町内会全部、江和井、飯島新田、芝沼、全部こんな地域でね、どこが何名署名している、何名取消したとここまで細かく書く必要があるのでしょうか、狭い地域の中で。私は、これはちょっと行き過ぎではないかと思います。その点について質問させていただきます。

新井町長

それではまず、議会の意向を伺わないでという風なお話だったと思います。清掃協議会で進捗していることについては、全て議会に報告しております。全員協議会で、書面で以って報告を致しておりますから、議会の意向を無視しているということは全くありませんし、建設検討委員会にも、地元連絡協議会にも、議会から代表に出て頂いております。今、

の話を知ると、議会を全く無視しているというような話ですが、全くそのようなことはありません。次に署名の取消の関係でございますけれども、多くの方に取消をされて、私は残念に思いますけれども、取消された経緯については、私にはよく分かりませんが、色んな事情がございましたらうという風に思います。しかしながら、 もこの表を見て頂ければ分かる通り、取消した方がそれを取消してきているんですよ。これは町の方で、あるいは清掃協議会の方でお願いしたことではありませんから、地域の方々が地域の要望を出して下さったわけですから、その要望を取消してくれという風に頼まれた方がいたのではないかと推測をします。で、それを取消されたんだと、そのように理解を致しております。それから、なんでこんなに細かく出すんだという風なお話ですけども、細かく出すと言いながらですね、これは時間の経緯に沿って、こういう風な状況になりましたということをご報告をしているわけですから、全く事実を明らかにしているわけですね。それを細かくし過ぎるというのであれば、このご指摘の通りでしょう。しかしながら、事実をそのままお伝えしたということでもあります。それから、作ってから理解して下さいでは困る、確かにその通り。確かにその通りだから、こうして色んな説明会も開くし、それから状況の報告もしているわけですね。合意をいただければ、具体的な姿が明らかになり次第、そのことについて、住民の皆様にご説明を申し上げ、理解を頂くよう努めて参ります。

質問者⑥

先ほど、町長さんのお答え、お願いしたんですけども、私が住民の生活を守る立場にある町議会の意思決定はどうなっているかという風に申し上げましたが、これは一番大事なことです。町長は自信を持ってであると仰いましたけれども、それは全員協議会、全員協議会が議会の会期中、あるいは前に議員さん全員の集まりですね、その全員協議会に報告をしているということですけども、書面で。それから、代表を出しているということですけども、建設検討委員会というのは設置される前ですよ。その前の議会の意思決定は、なかった。議会としては全員協議会に出されるということで、それでも意思決定をしたということになるのでしょうか。広域で作る、吉見以外にも作るということではなくてね、吉見に作るということについての議員さんの意見を採って、賛否を採っておくという風なことはあるのでしょうか。そしてまた、その所で、賛否両論、議員さんなんかはあると思いますけれども、議論をしてるのでしょうか。本来だったら、町議会ですら、この問題は私は出しても良い位の問題だと思いますよ。だって、中部環境は議会があるけど、中部環境は関係ないわけですよ、新しい施設ですから。吉見で受けて良いですかね、どうでしょうか。町議会議員の皆さんのご意見を伺う。そして、議論して賛成多数で決まったというんなら、少数は多数に従うが良いと思います。最も大事な問題なのは意思決定する場で、賛否が採られて、全員協議会の報告とさっき仰ったから、賛否が採られてないのでは私は意思決定の結論によってこれで決まったという意向ではないと思います。議会の代表を出せばそれで意思決定という風に決まるのでしょうか。私はこれは違うのではないかなという風に思います。それから、署名を、取消を頼まれた人がいるんだと

いう風に仰いましたが、もしそうだとしたら、最初の要望書の署名の時に、この前経過を話されましたけれども、その時も、温水プールとか農産物販売所とか良いことばかり書いてあるから署名したという人もいるわけじゃないですか。だから、取消を頼まれたからという人がこの170何人の中に何人いるか分かりませんが、その言い方はちょっとおかしいんじゃないですかね。要は、173名ですか、174名の取消した人たちのことを、きちっとこの所でこのような結果になりましたということの釈明がまるでなかった。これは重く受け止めているとは言えません。それから、三つ目にこの地域を細かく書いて署名数、取消数、全部書いているということは細かく報告する必要があるからと仰いましたが、私はここまで細かくすることは賛否両論で、地域が二分されてしまうという非常に懸念を持っている地域の人たちもいるわけです。ますます、どこの誰だ、江和井ニュータウンが何人賛成、何人取消している。結局そうなるじゃないですか。私はこれは二分を助長すると思いますよ、こういうのは。本当、大いに反省して頂きたい。署名というのは自分の意思でやる、取消も意思です、これ、内心の自由ですよ。これを地域を細かく書くということは、皆さんに報告するということが、これは私はちょっと酷いんじゃないかと思えます。町はこの問題を、真摯に受け止めて、指摘されたら反省しなきゃいけないと思いますよ。

新井町長

ご意見として承るというものが多かったと思いますけれども、議会のほうの関係につきましては、議会で質問を頂いております。質問についても、一般質問で、議会の本議会で頂いております。署名の取消の理由についてのお話になりました。■■■■の見解は、私は理解することは出来ましたが、どのような理由で取消をされたのかということは私には分かりません。分かりませんが、取消したという事実はある。それを報告しただけです。推測になりますけれども、取消された方は要望を出したことを取消されたのであって、それが建設に反対だということを示したことでないんだという風に私は思っております。

質問者⑥

そんなに重く受け止めてないということですよ。

新井町長

重く受け止めているから、細かく報告しているわけですよ。

質問者⑦

取消のことでちょっと質問をしたいんですけど、私は■■■■なんです。なぜ、私たちの地域は取消の取消を、こういうことを何でやらなくちゃなんないんですか。教えてください。

新井町長

誤解をされているように思われますので、ちょっと説明をさせていただきますが、取消をしますというのは事務局の方にご連絡を頂いた方々を取消という風に受け止めさせて頂いておりますよ。

質問者⑦

私が言いたいのは、私たちの地域だけが、取消の取消、こういうことをなぜやなくてなんないんですかってことを聞いているんですよ。

新井町長

それは行政の方に言われても困るわけでございまして、署名をして頂いたのは地元でして頂いたわけですから、地元で署名をして頂いてですね、その署名を頂きました。それについて取消をしたいという方が出られたということで、その方の取消をさせてもらいました。で、取消したんだけど、それを取消すよという連絡を受けたから、それがまた復活をしたと、そういうことですよ。ですから、行政がやったという風なことではなくて、地元でやって頂いたわけですよ。

質問者⑦

でも、最初私たちが言われたのは、要望書が出たから第二地区に作るって一貫して言われてるんですよ。評価とかは全然なかったんですよ。それで、8か所候補地が挙がったでしょ、その前にもう場所は、予定地は決まっちゃったんです。一等最初8か所の候補地を挙げて、検討して、それからでしょ。要望書が出たから、ここです、作りますって。一等最初からそれなんです。そういう話しかないんです、私たちには。同じ吉見の住民でありながら、なぜ、私たちはこの地区だけがね、取り下げたとか取り下げないとか、そういうことをやらなくちゃなんないんですかってことですよ。私の地域だけそういうことが起きているんですから、町にだって責任はある。住民と住民同士で・・・(録音不鮮明)・・・町の方であって責任はあるんじゃないですか。全然責任ないんですか。地域で、住民でこういう問題が起きているんですよ。住民の中で、同士で。それはね、その元っていうのは要望書が出たから、この地域に作るって、一貫してそれなんですから。それから、埼玉中部環境保全組合内で、今回建替えるって話は始まったんですよ。それで、施設の検討委員会が出来て、そこで答申が為された、設備とかね。その後、場所をどうするかっていう検討委員会が作られて、話が始まったんですよ。その後は、どういう理由なのか分かりませんが、11市町村でやるっていう話になって、今度は北本、鴻巣が抜けて、今度はこっちという話になったんですよ。その時に、埼玉中部環境保全組合の時から、場所については吉見町が責任を持って見つけるんだということなんです、埼玉中部環境保全組合の時と同じ、今度もそう。それについて、なぜそうなのかという説明を私たちにはないんですよ。裁判で和解になったのは、北本、鴻巣、吉見町も入っているんですよ。それで、何で責任はないんですか、吉見町は。新しい名前になったからって、そんなことはないでしょう。そういう所から要望書の問題が出てきて、第二地域だけが住民同士でにらみ合い・・・(録音不鮮明)・・・。

新井町長

今のお話、ご質問ではないわけなんですけれども、説明をさせて頂きたいと思いますが、反対をされる方もおいでです。これを推進して欲しいと言われる方もおいでです。多くの皆様方の意見を伺って、そして仕事を進めていくというのが行政の仕事ですから、皆様方の意見を真摯に伺ってまいります。出来るだけ意見の違くない方が良いわけですから、出来るだけ理解をして頂くように丁寧に説明を申し上げたり、あるいは事業の内容に理解をして頂いたりするようにこれからも進めていきます。

質問者③

誠に理路整然なんだけれども、最初に質問した時に、多くの吉見町民、ここ10年、15年、2万人前後ですよ。どういう形で、この中に何人ぐらい知ってた、この施設、あそこに来るって。回覧とか、読んでましたか。町長はそれで言いましたよね、多くの皆さんに意見を聞いたって。町長、どういう答弁ですか。どっからどこまで、何人ぐらいのひとに聞いたんですか。

新井町長

最初の説明会の時だったでしょうか、フレサにでも集まって意見聞けば良いっていう風なお話もありました。だけど、それは現実的ではありませんよ。

質問者③

なぜ。

新井町長

から来て下さってるじゃないですか。他の地域からも関心のある方がたくさん来てくれますよ。

質問者③

関心がある人は来て、関心がない人は来ない。こういうことか。

新井町長

そうじゃあないでしょう。全住民に呼びかけているでしょう。

質問者①

説明会の話がありましたけれども、実はある人から、説明会が平日の6時からだっていう話なんです。そうすると、サラリーマンの人がいっぱいいるんですよ。説明会に聞きに出られないということで、何とか土曜日とか日曜日に説明してくれないかっていう話を耳にしています。その人から聞いた話ですが、土曜日、日曜日の話は出来ないっていうような回答だったそうです。なぜ、为什么呢。

根岸局長

土曜日、日曜日には出来ないという、事務局からでしょうか、職員からでしょうか、どちらからの声か分かりませんが、昨年10月22日に東第二地区の方から要望を頂いたので事業の説明をさせて頂きました。今年に入って2月1日、19日、そして、今日、3回とやっておりますが、2月1日の日は土曜日に開催させて頂いております。当然、先ほども申し上げましたように、これで事業は決まりではありません。これから、進めていきます。そういった中で、必要があれば、皆さんのそういった日にちの方も検討していきたいと思っております。ですから、そういった声を直接私ども、お聞きしたいと考えております。要望として心に留めておきます。よろしく申し上げます。以上です。

質問者⑧

私は今、町長さんがね、フレサでね、1回やった方が良かったんじゃないかって言ったら、その意味はないってね、こそこそ出してね、役場はね、根岸さん、事務局長に言いますがね、この間私が説明したのは、18日にこういう刷り物がすぐ刷れてね、2回目の時に私が、この図面だけじゃあ、あれだから、評価をちょっとあれしてくれって言ったら、評価委員の県からの役員が来て、評価をして、ちょっと時間がかかるって言って、2日で

こういうのが出来るんじゃないかね、これは第一発にね、一番初めの配り物の時に、裏表刷ったのを出せば良かったんですよ。そうすれば、一番みんなが安心した。これ、今出してね、もう決まる寸前になってこれ出してね、私はこんなに早く刷れるのかなと思っているし、こそこそ出してね、根岸さんに私が一番初めの時に車がどんくらいあれするかって言ったら、計算してくれって言ったら、すっかり計算が出来てね、205トンだとかね、ちゃんと出るんだいね、根岸さん。

根岸局長

出ます。

質問者⑧

私が一番気にしたのは町長さんと助役さんは、一心同体だと言うけどね、やっぱりね、ちょっと走ってるなと思ったらね、ブレーキ踏むとかね、片一方がそういうのじゃないと何か、日本の情つつうのがなくなるし、裁判っていうのはね、何でもないみたいなもんになる。まだ、北本、鴻巣も持って来て燃やしてるんでね、その後の仕事はあるけどね、分かりますね、次のあれは分かりますねって言ったらね、この枠組みをちゃんとあれして、説明しないと。前の和解の条文は顧問弁護士が関係なしだって言いましたね、市川さん。そういうことはね、この地区の人情がなくなっちゃうんですよ。私はこう見て、どうしても堤内地区でね、確かに堤内地区は向こうに良い土手が控えてるし、こっちもさくら土手が控えてるから、うちの方より水の苦労はうんと内側・・・(録音不鮮明)・・・です。水害の面から言えば、どうしても要望の出るほど欲しい人もいるし、堤内地区でね、裁判であれしたということもあるんだから、2つ堤内に候補地が出たら、こういうのも秤にかけるのは、一番初めから思ってたから、2回目の時に、町長さん、後ろに略図でも良いから書いて、どんくらい、どこが人気だか、評価が良いんだかしてくれって言ったら、それは出来ませんって。それは、これから評価委員にしてもらって、2日で、18日の会議ですたっと決まっちゃうんじゃないかね、本当にね、皆さんどう思います。役場も忙しいだろうけれども、半年はそこいらみんなに熟してもらって、どうしてもしょうがねえんかっていうくらいのね、持っていかないと。押し切っちゃって、あそこが、確かに今まで北本、鴻巣も燃してる、吉見は良いですよ。だけど、東秩父の人は一番遠い距離を運んで来なきゃいけないんでね。吉見にありきで進んじゃって、飯島地区なんか、9月19日に会議してやってんだけど、そういう風に先走ってやって良いもんだか何だか。今少し・・・(録音不鮮明)・・・余り急がない方が私は良いと思うんだけど。私の意見はそんな所です。

質問者⑨

評価基準の所の1番に主要道、県道、町道、地図の方では幹線道路とありますけど、区別はどのように。何かこの地区を見ますと、幹線道路全て同じように見えるんですけど、どのように区別する。

根岸局長

本日配付させて頂いております建設候補地位置図、A3のカラーの所をご覧頂きますと、赤く太い線で塗ってある道路がございます。これを道路の区分に拘わらず、吉見町の全体の土地利用、それから、交通の状況、住

民のみなさんの生活、そういったことを総合的に考えた時に主要な道路として位置付けるべきという風にしたものが赤い部分に、幹線道路と位置付けをさせて頂いております。

質問者⑨

主要道と県道の差というのは。

根岸局長

地図の方では幹線道路と表示致しまして、3ページの方では主要道、主要地方道路、それを略して主要道ということで、判定する際には、先ほどの裏の図面の赤い道路、これに接しているかどうか、これで評価をさせて頂いております。

質問者⑨

主要道という所に全部接していますよね。違いますか。6番の大串の所だけ5点が付いてますけど、主要道に接しているということですので、全て5に入るんじゃないでしょうか。どうして大串だけが5なのか、理解できないんですけど。それともう一つ、水害の危険性ということで、吉見町のハザードマップが出ていますが、大串の土地、東二地区の殆どが荒川の洪水による浸水の、2mから5mということで指定区域内に入ってますけれども、これは違うんですか。これ5点になってますけど、指定区域内に、私たち住んでいる所も2mから5mの浸水が予想されるという風になってますけれども、その点は、ちょっとこの点数、おかしいと思うんですけど。吉見町のハザードマップで見ましたら、入ってますので。

根岸局長

先ほど私の答弁は不適切でした。主要道というのは、位置付けの中で、県道の東松山鴻巣線、それから、東松山桶川線、それから川島鴻巣線、これらを主要道という風に位置付けをしております。それから、一般県道ということで、代表的なものは下青鳥線、これを一般県道という風に位置付けをしております。そうしますと、4の久保田の新屋敷地区は一般県道に接しているという形になります。それから、6の中山在地区につきましては、東松山桶川線を主要道と位置付けておりますので、その主要道に接しているという評価をさせて頂いております。それ以外、町道ということになっております。それから洪水の危険性の評価のご質問でございますが、2mから5mというのは吉見町のハザードマップをご覧頂いた時の浸水の深さのお話だと思っております。こちらで評価したものにつきましては、2mから5mの水の浸水が想定されますという洪水ハザードマップをご覧きますと、東地区、殆どが含まれていまして、それから除かれていますのは、西吉見の丘陵部が2mから5mの所から除かれていますのみということで、その洪水ハザードマップで評価するには殆ど同じレベルだということで、違う判断基準の方を使わせて頂きました。

質問者⑨

それは載ってないじゃないですか。指定区域内か、指定区域外の2つですよ。評価するのにこれ2つだけ。どうして載せないんですか。

根岸局長

実際の評価にあたりましては、埼玉県で作っております湛水想定区域図がございまして、そこで、一定の雨が降った時には25cm、50cm、

75cm、これくらい水が溜まるでしょうという、そういった地図がございまして。それを元にこの場所を検討しまして、その地域に含まれているか、外れているかということで評価をさせて頂きました。ここには出ておりませんが、必要に応じて先ほど冒頭に申し上げましたようにそういった資料も見られるように整えて参りますので、後ほどご覧頂ければと思っております。

市川副町長

水害の危険性の指定区域外、指定区域内というのは、県の湛水条例というのがありまして、そこで、湛水があるというのは指定区域、湛水があるかないかということは、県の条例でそういう図面を作っているわけですね。それに基づいて、これをその指定区域内、外という風に分けています。県の条例によるものです。

質問者⑩

吉見町のハザードマップというのは、どこを参考に作ったのですか。あれは国でしょう。国が作ったそれを参考にしていますよね。県じゃないんですよ、お国が作ったハザードマップなんです。それでね、堤防が切れた時に一番最初にやられるのは、あの東なんです。低いんだからここは、他の地域よりか。一番最初に水でやられてしまう所なんです。こんな危険な所に作って良いんですか。日常でも悪いんじゃないですか。前言った衛生研究所なんか、あんなもん持ってきてね、あんな恐ろしい、あれこそウイルスだとか色んな研究しているんですよ。水が出てね、ウイルスが出たらね、この堤内の人たちはみんな死んじゃいます、うつって。こういう状況で焼却場を今までやってたからまたやりますって、おかしいじゃないか、考えていることが。そんなこと裁判には通用しませんよ。やるならやってみて下さいよ。我々はそれっきりないんだ。要望書の出し方が悪いために、みなさんがね、焼却場作るんだという話をすると、おれはそれじゃ嫌だから止めると取り下げたんですよ。それでも、まだ、取消しているんですよ。そんなことやっててね、東の地域はね、ますます悪くなっていっちゃいますよ。何で町長さんはそういうことを考えないのかね。散々吉見のために・・・(録音不鮮明)・・・して、和解文書作って我慢してきたんですよ、我々は30年も。それもね、終わったらどきますという和解が出来ているんですよ。そういうことを考えないでね、また終わったから名前を変えて、要望書がありますから、多数に大勢です。で、ここでやりますって、おかしいですよ、やり方が。我々も必死だね、30年前、30歳だったよ、60過ぎちゃってますよ。ここに作られるのは嫌だから、まだやります。徹底してやりますよ、これは。だから、お宅らは変なこと、いくらでもやって下さい。その方が裁判にはこっちには有利ですから。どんどんやって下さい。それだけは言うておきます。

質問者⑪

初めの時ですね、要望書の中には、新しい焼却場作るの、出荷場とか、プールとか、そういうものを作りますとかっていう、そういう風な文は入ってませんでしたよね。出荷場と、確かプールとかが明記してあるだけだったんですけどね。あれは住民を無視してるんじゃないですか。新しい焼却場と色んな施設を作るの、どうですか、そういう風ですよ、あ

れはね。あれはそれと、住民をです、無視した要望書ではないですか。初めっから焼却場と出荷場と、否、出荷施設とか、そういうものを作り出すとそういう風だったら、住民がこういう風でどうかなと色んな風に考えたと思うんです。あの中には含まれていませんでしたよね、焼却場という名目はね。飯島新田地区のそういう話の場をです、全然設けられてないです。今後、それらを設けるのかちょっと分からないんですけども、地元に対してのそういう説明とあってね、為されるんだか、為されないんだか、ちょっと検討して下さい。

新井町長

最初の施設のお話ですけども、要望の中にこの施設が入っていたんですね。ですから、勘違いでしょう。

質問者⑩

焼却場というものは明記されていませんでしたよね。
（「勘違いだよ、書いてあるよ」という声あり）

新井町長

それから、地元のご意見、ご要望をお聞きしていく、あるいはどういう施設になるかということについての説明をさせて頂く、それらは具体的な要件が整ってから当然地元にもこれもお示しをしていきます。数字的なものに関しても、どの位の規模で、どの位の熱の回収が出来て、その熱でどの位の発電が出来て、あるいはどの位の温水が得られて、健康増進施設としてはどの位の規模のものになっていくか、あるいは運動場はどの位のものにするか、それ以外のもは具体的な姿が見え次第、地元に来るだけ早くおろして、地元の意見を伺って参ります。

質問者⑪

私、今、話が出ております飯島新田の区長をやっております江中と申します。先ほど、 の方からお話がありまして、地元の方で集会をしないと、あるいは の方からもそういった話があったんですけども、私区長という立場でどういう風にしようかなと考えたことがあります。確か10月に東第二体育館で説明がありまして、その所で一つの要望があって候補地だと伺ってたんですけども、その後、地域に8か所の候補地があると。その中から、評価の点数を挙げて、それで選定するというお話だったものですから、私とすれば、その辺の結果が出てから、行政の方で然るべき説明等もしてくれるのかなと、そういったつもりで参りました。事実その通りで、地元連絡会議のメンバーとして私も地元の区長という立場でこのメンバーに参加をしました。その中でも、ナンバー6大串中山在、候補地の一つだけですけども、そこで決定したわけではないというお話でしたので、その中で、連絡会議の中で意見は申し上げました。仮に、そことすれば、この中でも5番ですか、ありますけれども、「建設に反対する声もあることから、事業の推進にあたっては、引き続き、その理解に向けて、最大限の取り組みを続けること」という文言もあります。これは私の意見が反映して頂いたのかなという風に思っております。それから、また、仮にそこに決めた場合には、その整備の説明については、住民との話を積極的にやって、理解を求めようにして下さいということで私はその連絡会議で意見を申し上げたつもりでいます。ただ、確かに8か所の

候補地があって、決まらない中で、地元でどういう風にするかということは、なかなか言えないわけですし、地元の中でも反対する方もいらっしゃいます、賛同する方もいらっしゃいます。そういった中で、私としては苦しい立場ではいたんですけども、そういった結果が出てから然るべき、執行部の方から説明をしてもらえるのかと。その前提とすれば、こういうこともありますということで意見を申し上げさせて頂きました。自分が弁明するわけではないですけども、そういった事情があったということは御理解を頂きたいという風に思っております。

質問者⑥

ここまで、地元の人たちが、周りに気を遣ったり、色々と心を痛めて、この問題をそれぞれ個々に抱えているということは、やっぱり拙速過ぎる町の責任だと思います。この点についての反省、言葉が町長から聞かれていないんですけども、今後どういう風にもっていく、計画上作るというように前提の上に立っているようですので、この問題は非常に難しいのではないかと。地域が、さざ波が立たないように二分されないような形で、是非丁寧な、丁寧な取り組みを行って頂きたいと思います。それから、質問ですけども、ごみ処理基本計画（案）ですが、平成の35年で205トンですね、一日。平成33年、災害廃棄物を見込まない場合、208トン、粗大ごみが22トン、平成33年度で230トン、合わせるとごみが予測されるので、これは、私は余り車に詳しくないんですが、ごみ収集車が何トン車というのがよく分からないんですが、2トン車だったら、一日に115台の車が平成35年にはあそこの所に通過すると、往復するという風なことになりますよね。これは想像できない数かなという風に思います。平成35年の粗大ごみの数が出ておりませんが、平成35年の粗大ごみの数はどの位に予想されるのでしょうか。2トン車で一日115台、単純に粗大ごみ22トンで、平成33年で合わせて230トン、2トン車だと115台が往復通過ということになりますが、この辺についても交通量的なことでも、どうなのだろうかと思いますけど、その点は如何でしょうか。

根岸局長

前回、ご質問をまとめた資料を配布させて頂いているので、その中に20番でごみ収集車の危険性のご質問がありまして、必要であれば後ほどお話し頂ければお渡し致しますので、その中で、現在構成しております8市町村の2トン車ではなくて、ごみ収集車の数、これを調べております。これは1日平均、可燃ごみ、粗大ごみ、事業系のごみ、これを全て含めて1日8市町村で116台、これが現在の所、動いております。ただ、場所が、今は処理場が4つありますから、そこで動いているのが116台ということになります。交通量調査からすると、例えば、県道東松山鴻巣線の吉見町役場の交差点、ここを通過した車両というのは朝の7時から夜の7時までの12時間で、合計29,000台、約3万台が通過しています。そういう中で、現在動いているのが8市町村でパッカー車が116台ということで、それをどう捉えるかはご質問者だと思います。それと、ご質問の趣旨を把握していなければ、ご容赦願いたいのですが、本日説明させて頂きましたごみ処理基本計画では、まず、現状の状況を把握した上で、人口

の推計を基にどれ位ごみが推移するであろうか、今後10年に渡ってそういったことを計算させて頂きました。予定しております新しい処理場というのは、皆様の家庭から出る可燃ごみ、燃やせるごみ、事業系から出る燃やせるごみ、それから粗大ごみの中でもタンスですとかそういったものを潰した時に出る燃やせるごみ、そういったごみの現状を基に推計したこの新しい処理施設の規模というものをはじこうということで、このごみ処理基本計画、それからそれに基づく施設整備構想を、それを現在作成させて頂いて、これを検討して頂いたという状況でございます。

質問者①

評価の所の7番、地震対策の必要性という所で評価しておりますが、「地震時の震度による被害発生危険度及び地震時における液状化現象の発生危険度」ということですか。これは数字が大きいほど、評価が低いわけですか。点数が低いほど、評価が高いんですか。大串中山の所は評価5ですよ。これはどういう風に捉えた方が良いでしょうか。

新井町長

危険度が低いということです。

質問者①

危険度が低いということですか。実は長男坊がすぐ前に家を建てている所です。地盤調査会社が来まして、地盤調査をしました。測って聞いてみた所、埼玉でも一番、二番っていう位ずぶずぶだそうです。一番危険が高い地域だと、埼玉県の中でも。行田の一部と吉見と、似たり寄ったりだと。15m下げてもみましたが、もう豆腐のような状態だと。ですから、ここで言うのは理解出来ないんですが、評価が良いという風に捉えて良いのか、評価が悪いという風に捉えて良いのか、内容から言ったら理解出来ないんですが。もう一回説明して下さい。

根岸局長

7番の評価の地震対策の必要性の所なんですが、点数の高い所は安全度が高いと、点数が高いと、評価が高いと、そういう意味に捉えて頂きたいと思えます。何を元に捉えたのかということですが、吉見町の想定地震というのが、防災計画の中にございます。想定地震はマグニチュード7.5の地震が深谷断層に起きた場合に、どういった揺れがあるか、その地域ごとに細かく区切って国の出した基準を基に評価した地図がございます。それが一つ、揺れ易さがどうかというのが一点です。それから液状化マップというのがあります。地震によって、その土壌の性質によって液状化が起こり易いかどうか、そういったことも液状化マップという形で細かく町を区分しまして、その危険度を想定した液状化マップというのがございます。この二つを基準に7番の地震対策の必要性、必要か必要でないか、その度合いはどうかということの評価したものが7番ということになっております。想定地震マグニチュード7.5、深谷断層に起きた場合の防災計画の想定を基に地図から拾い上げたものでございます。

質問者①

机上のものということですね。調べられたら良いですよ。ずぶずぶですから。実際に調べられた方が良いでしょう。

市川副町長

5 閉会のあいさつ

－ 以上 －